

平成 29 年 11 月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

目次

- 1 保育所における児童に対する不適切な対応について（報告）…………… P1
- 2 放課後児童クラブにおける児童に対する不適切な対応について（報告）…………… P5
- 3 南総合事務所周辺における出水への対応について（報告）…………… P7

こ ども 部

平成 29 年 11 月

1 保育所における児童に対する不適切な対応について（報告）

(1) A保育所について

① 概要

平成 29 年 10 月 12 日及び 13 日に、A 保育所において、保育士が入所児童に対し虐待を行っている疑いがあるため調査してほしいとの匿名投書計 2 通が幼児課宛にあった。これを受けて、幼児課職員が児童福祉法（以下「法」という。）第 46 条第 1 項、児童福祉行政指導監査実施要綱 5 (2)、長崎市社会福祉施設等指導監査実施要綱第 3 条の規定に基づき特別指導監査を行ったところ、法第 45 条第 1 項における、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準の確保、及び長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 12 条虐待等の禁止に違反していると認められた。

A 保育所は、平成 28 年 3 月 28 日にも保育士の不適切な行為による特別指導監査を実施しており、今回で 2 回目である。

② 経過

日時	内容
9/28 (木)	・保育士が、午睡をせず騒いでいる児童 11 人に対し、ハエたたきで児童を叩く、蹴る、抱えて落とす等の行為を行った ・ハエたたきを持っていた当該保育士を、他の保育士が目撃したが、同僚に話すにとどまり、施設長への報告を行わなかった。
10/12 (木)	・幼児課に、保育士が上記の不適切な行為を行っている旨、匿名投書が 1 通郵送された。 ・A 保育所で、なかなか施設長に報告されない様子を見かねた、隣接する学童保育の指導員が報告し、事態が発覚。施設長から当該保育士ほか全職員に聴き取りを開始。
10/13 (金)	・幼児課に、1 通目とは別の者と思われる匿名投書 2 通目が郵送された。
10/17 (火)	・幼児課職員 2 名が A 保育所を訪問。施設からの報告を受ける。監視カメラの録画映像で、9/28 の不適切な行為が確認された。
10/20 (金)	・被害児童の保護者に理事長、園長及び主任保育士が謝罪を行った。
10/23 (月) ～24 (火)	・特別指導監査を行い、全職員への聴き取りを行った結果、虐待等の禁止事項違反が確認された。 ・保護者会を開催し、理事長、園長及び当該保育士が謝罪した。
11/6 (月) ～13 (月)	・保護者アンケートの実施
11/14 (火)	・理事会を開催し、理事長・園長の退任意向を承認した。

ア 保育所への事実確認の結果

(ア) 監視カメラに録画されていた全映像を確認した結果、虐待行為を行ったのは平成 29 年 9 月 28 日の午睡の時間帯のみであり、当日は 4 歳児クラスの担任が休暇であったため、当該保育士が代替として担当していた。

- (イ) 午睡をしない児童 11 人に対し、投書内容に加えて、自身の上履きを投げつけた
り、馬乗りになって押さえつけるなどの行為を行った。
- (ウ) 当該保育士は、虐待に該当することは認識していたものの、午睡の時間に騒いで
いる子どもを落ち着かせることができない苛立ちを抑えることができず行為に及ん
だ。
- (エ) 当該保育士の資質の問題に加え、施設長が資質に問題があると気づきながらも、
当該保育士を一人で代替にあたらせたことや、行為を目撃した職員がいながら、直
ちに施設長等の上司に報告しなかったなど、施設の管理体制にも問題があったこと
が判明した。

イ 保護者への対応（保育所）

まず被害児童保護者へのお詫び、次に全体の緊急保護者会を開催して経緯を説明し、
参加保護者の前で当該保育士本人も謝罪を行った。被害児童の保護者からは、当該保
育士に対する責任追求はなかった。保護者会を欠席した保護者については、個別に説
明を行った。

ウ 保護者アンケートの実施（長崎市）

保育所から保護者への説明が事実に沿って行われたか、また前回の不適切な事案以
降の変化及び施設への率直な意見を伺うため保護者に対しアンケートを実施した。

その結果、保護者の意見に神経質になっている、児童の数に対して保育士が不足し
ているのではないか、施設長等は現場をもっと知ってほしい等の意見が出された。

一方で、当該保育士は児童から好かれており、児童にけががなく遊びの延長だった
のではないか、保護者会で当該保育士本人からの謝罪があったため、辞職せず改心し
て保育に取り組んでほしい旨、今後の保育所の改善に期待する意見もあった。

エ 当該保育士の処遇

当該保育士は特別指導監査時から自宅待機としていたが、今後本人との話し合い
により退職させる方向である。

オ 保育所の改善方針

平成 29 年 11 月 14 日に行われた理事会において、再発防止の対策を講じたうえで、
理事長、園長が退任する意向が承認され、今後評議委員会にかけて最終決定を行う。
現行の家族運営を変更し、外部の人材を採用することで運営の透明性を高める。

(2) B 保育所について

① 概要

平成 29 年 10 月 24 日、B 保育所において、保育士が入所児童に対し虐待を行っている
疑いがあるため調査してほしいとの匿名電話が幼児課にあった。これを受けて、幼児課
職員が児童福祉法（以下「法」という。）第 46 条第 1 項、児童福祉行政指導監査実施要
綱 5 (2)、長崎市社会福祉施設等指導監査実施要綱第 3 条の規定に基づき特別指導監査を
行ったところ、法第 45 条第 1 項における、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のため
に必要な生活水準の確保、及び長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定
める条例第 12 条虐待等の禁止に違反していると認められた。

② 経過

日時	内容
10/24(火)	・幼児課に、B保育所において保育士が児童の服を一部脱がせて手の届かないところにぶら下げ、児童が服を取ろうとする姿を携帯電話で動画撮影し、同僚に見せる等の行為を行っている旨、匿名電話があった。
10/25(水) ～26(木)	・幼児課職員2名がB保育所を訪問し、職員へ聴き取りを行った結果、当該保育士及び目撃した職員の証言を得た。
10/30(月)	・特別指導監査を行い、全職員への聴き取りを行った結果、虐待等の禁止事項違反が確認された。
11/4(土)	・被害児童の保護者に理事長、園長及び副園長が謝罪を行った。
11/8(水)	・全保護者あての謝罪文を配布。
11/9(木) ～15(水)	・保護者アンケートの実施

ア 保育所への事実確認の結果

当該保育士は電話通報内容の一部について認めた。虐待であるとの認識はなく、遊びのつもりで行為に及んでしまった。なお、動画を撮影したのは1度のみで、携帯電話の動画データは数ヶ月間保管後消去し、外部に拡散などは一切していないとのことであった。

保育所の管理上の問題として、以下の点が判明した。

- (ア) 携帯電話については、各自保育室に持ち込み可能であり、操作することを施設が禁止していなかったこと。
- (イ) 当該保育士の資質の問題に加え、行為を見聞きした職員がいながら、直ちに施設長等の上司に報告しなかったなど、施設の管理体制にも問題があったこと。

イ 保護者への対応（保育所）

まず被害児童保護者へ、理事長・園長・副園長からお詫びを行った。その際、被害児童の保護者からは、携帯電話の映像についての閲覧要請や、当該保育士・園長に対する責任追求はなく、日頃の保育を評価され、むしろ辞職しないで欲しいと希望された。また、他の保護者の不安を必要以上にあおってしまうことや、事実と違う噂話が流れることがないように、全体保護者会等は必要ない旨、園長あてに書面で意思表示をされた。保育所はその意向を踏まえて、被害児童が特定できないよう配慮し、全保護者あての謝罪文を配布した。

ウ 保護者アンケートの実施（長崎市）

保育所から保護者への説明が事実に沿って行われたかの確認、及び保育所に対する率直な意見を伺うため、保護者に対しアンケートを実施した。

その結果、保育所を信頼していただけにショックが大きい、他にも同様なことがあっていないか不信感が募る、なぜそのような行為をしたのか詳細を聞きたい、他の保育士が注意しなかったのか等の意見が出された。

一方で、日頃のきめ細やかな保育に対する高評価も多数あり、今回の件で萎縮することなく、伸び伸びした保育を期待する意見が出された。

エ 当該保育士の処遇

特別指導監査時から自宅待機としていたが、平成 29 年 10 月 31 日付で依願退職した。

オ 保育所の改善方針

- (7) 保育室内に監視カメラを設置し、児童の安全を確保する。
- (4) 職員用投書箱を設置し、報告しやすい環境をつくる。
- (6) 園内では各自の携帯電話はロッカーに置くこととし、勝手な使用を禁止する。

(3) 関係法令等の遵守についての全施設あて通知

このたび、複数の施設で虐待が起きたことについて重大事案とし、保育を行う全施設あて、通知「保育所等運営における関係法令等の遵守および子どもの人権の最大限の尊重の徹底について」を平成 29 年 11 月 2 日に発出し、長崎市保育会の理事会及び園長会、長崎市私立幼稚園協会の園長会において、改めて口頭説明を行った。

2 放課後児童クラブにおける児童に対する不適切な対応について（報告）

(1) 概要

平成29年9月27日に、放課後児童クラブの補助員が児童を突き飛ばし床に倒れたことにより、前歯がぐらつく等の損傷を負わせた事案が発生した。

これを受けて、10月17日に現地において、書類の確認や、当該補助員1名及び放課後児童支援員（以下「支援員」という。）1名、補助員1名への聞き取り調査を行ったところ、長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）における、虐待等の禁止事項違反、事故発生時の対応違反、職員の配置基準違反について確認した。

(2) 経過

日時	内容
9/27(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助員が児童に対して注意した際の児童の態度に腹を立て突き飛ばしたことにより、前歯がぐらつく等の損傷を負わせた。 (平成29年9月27日17時20分頃) ・児童の帰宅後、父親から児童クラブへ電話があり、当該補助員が状況説明と謝罪を行った。責任者である支援員が不在だったため、翌日、両親が児童クラブに出向くこととなった。
9/28(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・翌日、児童クラブにて、当該児童の両親、責任者である支援員、当該補助員で、児童及び保護者への謝罪、治療費の支払い等について話をした。 ・当該児童の怪我については、歯科医の診断により、経過観察が必要であるとのことだった。
10/2(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会会長・副会長、支援員、当該補助員で保護者宅に出向き、改めて謝罪を行った。
10/3(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教頭及び担任に報告 ・こどもみらい課へ電話で報告。(報告書提出依頼。) ・運営委員会会長へ報告
10/11(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもみらい課へ報告書提出。
10/17(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査を行い、書類の確認及び職員への聞き取りを行った結果、次の基準条例違反が認められた。 ア 虐待等の禁止事項違反 イ 事故発生時の対応違反 ウ 職員の配置基準違反
11/11(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会が開催され、当該事案の説明が行われた。

(3) 長崎市としての対応

ア 当該児童クラブへの対応

立入調査の結果、基準条例を遵守していない事項があったため、指導を行い改善を促すことで、基準条例違反が解消されると考えられるため、次のとおり文書指導を行った。

(7) 虐待等の禁止事項違反

育成支援の場における虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為は決して許されない。

そのため、体罰や言葉の暴力はもちろん、日常の育成支援の中で、子どもに身体的、精神的苦痛を与え、その人格を辱めることが決してないよう、子どもの人格を尊重して育成支援に当たるよう、運営主体として全職員に対する研修及び指導を行うこと。

(4) 事故発生時の対応違反

基準条例第 22 条において、事故発生時は、子どもの状況を詳細に確認するなどの必要な措置及び保護者への連絡を行わなければならないとしているが、これらの対応をしていなかった。

そのため、マニュアルの周知徹底や、運営主体として全職員に対する研修及び指導を行い、職員の職場倫理の自覚を促し、育成支援の内容の向上に努めること。

(5) 職員の配置基準違反

支援員を配置していない時間帯があったことは、その結果として、児童の育成支援において資質が十分でない職員 2 名に対応をさせることとなり、今回のような事案を引き起こすことにつながっていると考えられる。

基準条例第 11 条において、開所時間中は、放課後児童支援員 2 名以上の配置が必要（うち 1 名は補助員に代えることができる。）としていることから、職員の配置基準に適合するよう放課後児童支援員の配置を行うこと。

(I) (7) から (5) の指摘事項に対する改善計画を作成し、市へ提出すること。

また、基準条例及び放課後児童クラブ運営指針の遵守並びに虐待等の禁止について、実施した職員研修等の結果を市に報告すること。

イ 全放課後児童クラブへの対応

当該事案を受けて、全放課後児童クラブに対し、当該事案が生じたこと及び同様の事案が決して起こることのないよう、基準条例の遵守及び運営主体としての全職員への研修等を実施するよう文書による周知徹底を行った。

3 南総合事務所周辺における出水への対応について（報告）

(1) 概要

平成 29 年 8 月 22 日及び平成 29 年 9 月 27 日に、南総合事務所敷地内及び国道 499 号（栄上交差点）の道路継ぎ目から出水が確認され、道路端に一部陥没が見られた。

【平成 29 年 10 月 3 日 現地調査】

- ①漏水ではない。
- ②道路脇側溝の排水不良による水漏れではない。（赤い色粉による水の流れ確認）
- ③南総合事務所東側駐車場の地下に埋設してある旧水路は旧法務局側へ移し替えられ、登記上廃止されているが、旧水路よりも高い場所にあるため、北側の地下水が移し変えられた方へ流れ込むとは考えられない。（旧水路が北側の地下水等処理していた可能性がある。）

上記を把握できたものの、原因の特定には至っていないことから、原因を特定するための調査を行うとともに、応急的な対策を行う。

(2) 経緯

①想定される原因

ア 保育所建設工事

- ・旧三和地区の 3 つの公立保育所を廃止し、南総合事務所東側駐車場敷地を貸付け、平成 30 年 4 月 1 日開園を目指して民間において建設中。
- ・平成 29 年 8 月 5 日 杭工事を行っている際に、旧水路（ヒューム管）に干渉した。
- ・干渉した際に予定していた工法（コンクリート注入による凝固方法）により、地下に埋設しているヒューム管を貫通させて杭打ちを行った。
- ・これにより、用水路が塞がれた状態になっている。

イ 用水路について

- ・埋設されている用水路は、移し替えを行っており、登記上廃止されている。
- ・長崎市の認識としては、用水路として廃止されていることから、杭打ち工事で干渉した場合は、園舎への影響を考慮した施工を依頼。
- ・設計業者は、用水路を塞ぐことにより貸付敷地以外での影響を懸念していたが、それに対して長崎市として対応を行っていなかった。

(3) 今後の対応

現在、原因の特定はできていないが、移し替え後の用水路の高さや水の流れ込みの状況から、旧用水路を塞いだことが原因の可能性があり、地盤沈下の危険性（陥没事故など）もあることから、次の対応を図る。

①原因を特定するための調査

ア 南総合事務所内排水施設調査業務委託

- ・委託料：9,936,000 円（予備費充用）
- ・履行期間：平成 29 年 11 月 2 日から平成 30 年 3 月 15 日まで
- ・業務内容：ボーリング調査 4 箇所、水位計設置 3 基、埋設物調査、復旧工法比較検討

- ② 応急的な対策（地下水の排水）
- ③ 抜本的な対策（用水路の代替等）

年 月		平成29年度					平成30年度												平成31年度		
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
① 調査業務	埋設物調査	↔																			
	ボーリング調査	↔																			
	復旧工法比較検討			↔																	
	解析等調査報告書作成			↔																	
② 応急対策 工事	釜場排水工		↔		↔																
③ 本復旧工事 (予定)	詳細設計						↔														
	排水対策工																				

南総合事務所周辺におけるにおける出水等の状況写真

①国道出水箇所（平成29年8月22日）



①国道出水箇所（平成29年9月27日）



南総合事務所周辺におけるにおける出水等の状況写真

①国道出水箇所の陥没（平成29年9月28日）



①振興局による補修工事（平成29年9月30日）



南総合事務所周辺におけるにおける出水等の状況写真

②庁舎側面の出水



南総合事務所周辺におけるにおける出水等の状況写真

④旧水路干渉箇所



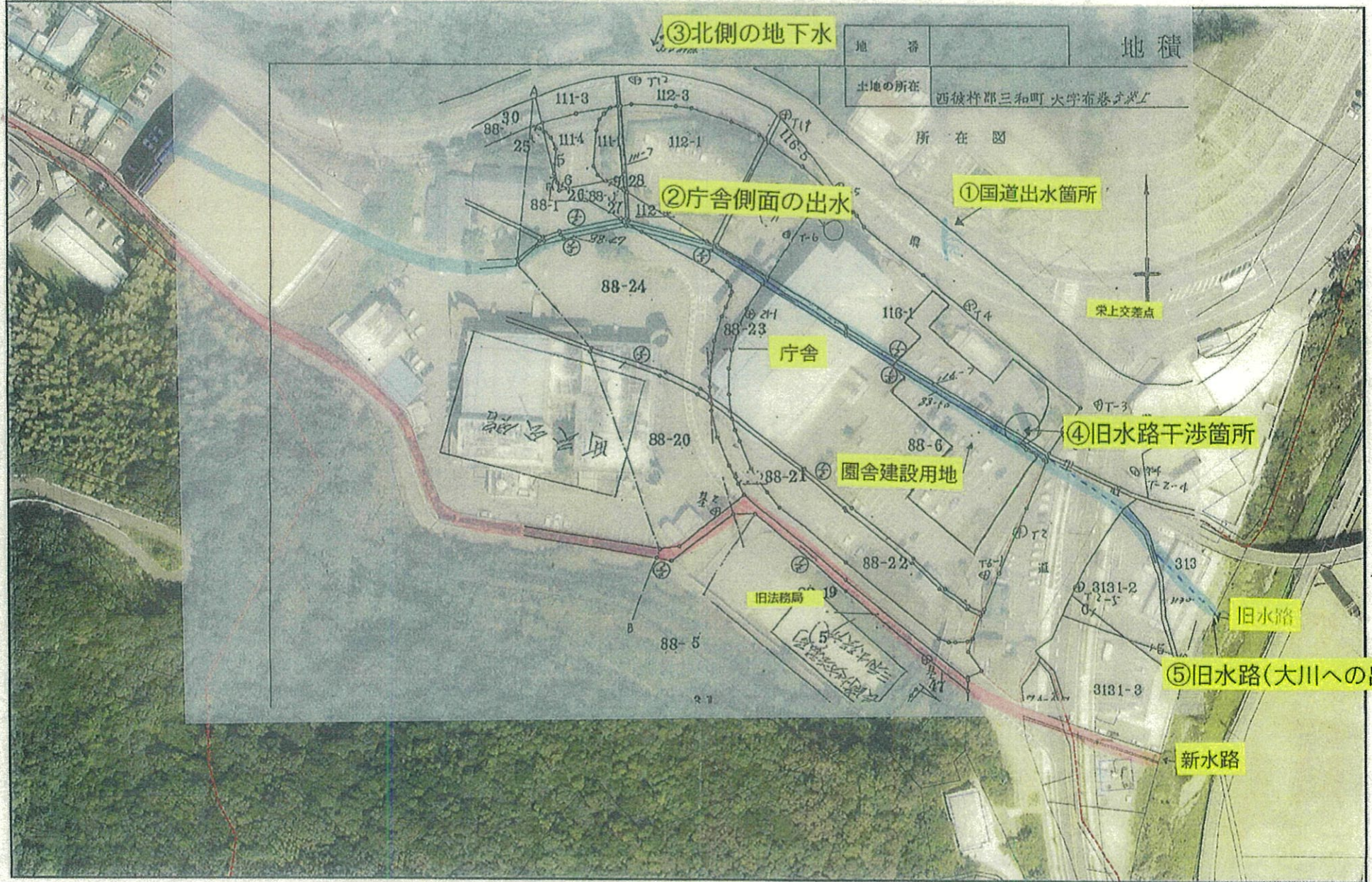
③北側の地下水



⑤旧水路（大川への出口）



旧水路
新水路



長崎市南総合事務所
調査計画平面図 S=1:1000

